

平成24年度第3回北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：平成24年7月3日（火）午後1時30分～午後3時45分
場 所：かでの2.7 4階 大会議室

【次 第】

1 開会

2 議事

- (1) 水資源保全地域の提案状況について
- (2) 水資源保全地域の提案内容について(個別審議)
- (2) その他

3 閉会

【出席者】

(委員)

- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園准教授)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所主査)
- 伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会本部理事)
- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
- 海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認教授)
- 片山 健也委員 (ニセコ町長)

(道側)

- 三戸部 正行 (総合政策部政策局経済調査・土地水担当局長)
- 星 博之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 川島 尚樹 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 佐伯 知広 (水産林務部林務局森林計画課長)
- 谷川 浩 (環境生活部環境局環境推進課主幹)
- 木村 尚司 (環境生活部環境局環境推進課主幹)

1 開会

(三戸部局長)

定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第3回北海道水資源保全審議会を開催いたします。

本日、荒川部長は議会用務のため、急遽欠席させていただいております。ご了承願います。

本日は、前回及び前々回ご審議をいただきました基本指針に基づきまして、市町村から提案のありました水資源保全地域について、ご審議をお願いしたいと考えております。

提案は、18市町村、65地域からありました。この提案の状況をご説明いたしますとともに、各市町村から提案された水資源保全地域の設定の考え方についてご確認、ご意見をいただきたいと考えております。

道といたしましては、審議会のご意見、ご議論を踏まえ、現地調査を行うなど、指定する地域の確定と地域別指針の策定作業を進めて参りたいと考えております。

本日は、限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに、会議の成立についてご報告いたします。

本日は、松井委員がご欠席ですが、委員総数9名のうち、8名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事につきましては、柿澤会長をお願いいたします。

2 議事

(1) 水資源保全地域の提案状況について

(柿澤会長)

まず、議事に入ります前に、本日の審議会の公開についてお話ししたいと思います。

本審議会の公開につきましては、第1回目の審議会で「北海道水資源保全審議会の公開について」ということで、皆様のご了解をいただいておりますが、原則公開といたしますが、ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の理由があると会長が認めるときは、非公開とすることができるということになっております。

本日の議事の(2)で行う水資源保全地域の提案内容に係る個別審議に関しましては、対象区域の設定の考え方などについてご審議をいただくことになるのですが、ここで使用する市町村から提出された資料には、区域の地番や土地所有者情報など、個人が特定される情報が含まれており、個人情報の保護に配慮する必要があります。

また、指定予定地が審議の途中段階で明らかになることにより、当該予定地域内及び周辺地域の土地所有者の方々に、不要な混乱を招くおそれがあることなどにも配慮する必要があります。

これらのことから、水資源保全地域の提案に係る個別審議につきましては、審議会

を非公開としたいと思います。

それでは、議事の（１）第１回北海道水資源保全地域に係る提案状況について、事務局から説明をお願いします。

（星課長）

土地水対策課長の星でございます。

提案状況の説明をする前に、事務局から参考資料に基づきまして、北海道水資源の保全に関する条例に係る地域説明会の実施状況について、若干触れさせていただきたいと思います。

地域説明会は、５月１４日から６月４日まで、１４振興局において実施をしております。市町村職員から２８７名、市町村議会議員や関係団体等から３５２名、合計で６３９名の方々にご参加をいただいたところです。

また、この審議会の委員の方々にも説明会にご出席をいただきました。改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

説明会では、最初に、北海道の水資源の現状、それから森林資源の状況、我が国の土地取引規制とこの条例の検討経過について説明いたしました。

次に、条例の条項に沿ってその概要と、条例の施行規則、基本指針についての主な内容、最後に、水資源保全地域の指定までの流れやスケジュールについて説明を行ってきたところです。

また、水産林務部森林計画課にもご協力をいただきまして、今年４月１日から施行されている森林法に基づく森林の土地の所有者の新たな届出、この制度の概要につきましても、説明していただいたところです。

参加者からは、条例の制定について好意的なご意見をいただくなど、この条例制定の趣旨や内容につきまして、一定のご理解をいただくことができたのではないかと感じているところでございます。

また、水資源保全地域の地域設定の考え方の確認や届出制などについて、ご質問をいただいたほか、今後、本道の水資源を保全していくに当たって、幅広い観点からご意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、引き続きこの条例の趣旨や内容につきまして、道民の皆様にも広くご理解をいただくよう努力して参りたいと考えております。

続きまして、お手元の資料１に基づきまして、北海道水資源保全地域の提案地域についてご説明させていただきます。

５月９日の基本指針の策定を踏まえ、市町村に対しまして、第１回目の水資源保全地域の指定の提案を募ったところでございます。１８市町村から、６６地域のご提案をいただいたところですが、ただし、６月２９日になりまして、北斗市から提案していた４つの地域のうちの１地域につきまして、再検討を行って、これにつきましては、第２回以降の提案としたいとの理由により、今回の提案を取り下げたいとの申し出がございました。このことから、第１回目の水資源保全地域の提案は、６５地域となっております。

それでは、水資源保全地域の提案状況についてでございますが、資料１の１ページ

をご覧くださいたいと思います。

振興局ごとに、提案のありました市町村をまとめ、各市町村から提案された地域の概要をお示ししております。

「提案地域」の右に、「取水の形態」とありますが、ここでは、「区分」の欄で、その地域の取水を、地表水と地下水のどちらから行っているのかをお示しし、「形態」の欄では、地表水は、河川水、伏流水、湖沼水、ダム水の4つの形態から、また地下水につきましては、湧水、浅層地下水、深層地下水の3つの形態から、該当するものを市町村の提案書の記載に基づきお示ししております。

それでは、各地域の提案状況についてご説明申し上げます。

空知総合振興局管内では、上砂川町から1地域の提案がありました。この地域は、地表水である河川水から取水しているところでございます。

次に、石狩振興局管内では、2市から提案がございました。千歳市が1地域、石狩市が7地域となっております。

千歳市は、地表水である河川水から取水しております。石狩市につきましては、地下水が2箇所、地表水が5箇所、地表水は、河川水が2箇所、湖沼水が2箇所、ダム水が1箇所、また、地下水は、浅層地下水、深層地下水がそれぞれ1箇所ずつとなっております。

次に、後志総合振興局管内は、5町から提案がございました。黒松内町が17地域、ニセコ町が11地域、京極町が1地域、倶知安町が3地域、岩内町が1地域の提案となっております。

黒松内町につきましては、地表水が8箇所、地下水が9箇所、地表水はすべて河川水から、地下水は、浅層地下水が6箇所、深層地下水が3箇所となっております。

ニセコ町につきましては、地表水が2箇所、地下水が9箇所、地表水はすべて河川水から、地下水は、浅層地下水が6箇所、湧水が1箇所、湧水・浅層地下水が1箇所、浅層・深層地下水が1箇所となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。京極町の提案地域1箇所は、地下水で、湧水から取水しております。

倶知安町は、提案のあった3箇所すべて地下水で、うち湧水が2箇所、深層地下水が1箇所となっております。

岩内町の提案地域につきましては、1箇所の提案でございまして、地表水で、河川水から取水をしています。

続いて胆振総合振興局管内でございしますが、2市町から提案がございました。伊達市が1地域、むかわ町が11地域の提案となっております。

伊達市の提案地域1箇所につきましては、地表水で、河川水から取水しております。

むかわ町は、地表水が2箇所、地下水が9箇所となっておりまして、地表水はすべて河川水から、地下水は、浅層地下水が7箇所、湧水が2箇所となっております。

次に、渡島総合振興局管内でございしますが、ここは、北斗市と鹿部町から提案がありました。

北斗市につきましては、先程ご説明申し上げましたが、当初4地域の提案がありましたが、1線で消しておりますけれども、④の地域について提案の取り下げがあったところでございまして、3地域の提案に変更となっております。鹿部町は、1地域の

提案です。

北斗市の3箇所は、地表水が1箇所、ダム水から、地下水が2箇所、いずれも浅層地下水からの取水となっております。

鹿部町につきましては、地表水で、河川水から取水しているということでございます。

次に、上川総合振興局管内では、2市町から提案がございました。名寄市、美瑛町とも、各1地域ずつとなっております。

名寄市は、地表水で、河川水からの取水、美瑛町も同じく地表水で、河川水からの取水となっております。

次に、十勝総合振興局管内では、3町から提案がございまして、鹿追町が1地域、清水町も1地域、大樹町から2地域の提案がありました。

鹿追町は、地表水で、河川水からの取水、清水町も同じく地表水で、河川水からの取水でございます。

大樹町は、2箇所とも地表水ですが、1箇所は河川水、もう1箇所は伏流水となっております。

最後に釧路総合振興局管内ですが、標茶町から1地域の提案がございまして、地下水で深層地下水からの取水となっております。

以上、65箇所の提案地域について、ご説明申し上げます。

参考までに、提案のありました地域の合計面積は、ここでもお示ししておりますとおり、18,617ヘクタールとなっておりますが、今後、審議会でのご審議や、また市町村との協議におきまして、変更となる可能性がございます。

私からの説明は以上です。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を受けまして、意見交換に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(海老名委員)

意見交換に入る前に、大事な場面ですので、取水形態の「形態」について、一つ一つもう少し噛み砕いたご説明をお願いしたいと思います。

(川島主幹)

それでは私からお答えさせていただきたいと思います。

まず、地表水からでございますが、「河川水」は、河川から取水しているものでございます。「伏流水」は、川底やその付近を流れている水を取水しているということで、いろいろな説がございまして、私共としてはこのような、川底、その付近を流れるものと位置づけさせていただいております。続きまして「湖沼水」でございますが、湖沼等の貯水池から直接取水しているものということです。それから「ダム水」は、ダムから直接取水しているものでございます。

次に地下水ですが、「湧水」は、地下水が地表に湧き出た地点から取水しているものということ、それから「浅層地下水」と「深層地下水」ですが、まず浅い方は、第1

の層までの水を集水して井戸から取水しているもの、浅いところから取っているものを、「深層地下水」は、その層よりも下の層で集水する井戸から取水しているものということで、学術的にはもっと詳しく説明しなければならないものと思いますが、簡単に申し上げますと以上のようなことで区分をさせていただいております。

(柿澤会長)

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

(丸谷委員)

取水の形態の区分なのですが、地表水についてはそれでよろしいかと思いますが、地下水の「浅層地下水」という言葉と「深層地下水」という言葉は、使われているのですが、明確な定義はあまりなくて、それぞれお使いになる方が感覚的に使われているケースが非常に多くて、地下水の研究を行っている者としては、「浅層地下水」というのは、浅いところにある圧力を帯びていない不圧地下水を指すときに良く使われていることを御理解いただきたいということと、それから「深層地下水」の方は、圧力を帯びている被圧地下水で、深いところにある地下水に使います。この両方に入らないといいますか、浅いところで圧力を帯びている水ですとか、深いのですが被圧していない不圧地下水の場合については、特別な例ということで、そういったものについてはあまり今のような浅層地下水、深層地下水という言葉を使わないで話をすることが多いように思いますので、主には浅層地下水を不圧地下水で浅い方、深層地下水を被圧していて深い方、ということでご理解いただければよろしいかと思います。

(柿澤会長)

ありがとうございました。

それではそのような形で進めていくことにして、もしかしたら実際の審議の過程で、市町村が定義してきたものを変えるということがあるかもしれません。その点も改めて審議していただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 水資源保全地域の提案内容について(個別審議)

(柿澤会長)

それでは、続きまして、(2)の水資源保全地域の提案内容について個別審議を行いたいと思います。

ここからは審議会を非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(以降、審議会非公開)

(了)